

障がい学生のための学習の手引き

はじめに

このたびは本学の通信教育課程へのご入学をご検討いただき、誠にありがとうございます。

日本福祉大学には、障がいのある学生が多く在籍しており、通信教育課程においても、160名ほどの学生が在籍しています。働きながら学習している方や、重度障害で通学が困難な方など、通信教育の特性を活かして、大学卒業や資格取得を目指し、学習を進めています。

入学を検討するにあたり、本手引きを参考に、在宅学習、パソコン操作、スクーリングの受講など、様々な場面でどのように学習を進めるのかについてご確認ください。そのうえで、卒業や資格取得など、目的にかなった教育を受けることができるかどうか、事前に条件をよく確認していただきますようお願いいたします。

なお、障がいのある方には、入学後の支援についての確認と、事前に大学・学生双方で共通認識を持つことを目的として、出願前に「身体等障がい状況票」のご提出をお願いしております。

出願手続要項にも記載しておりますとおり、本学では、介助者のあっせんを行っておりませんので、介助が必要な場合には、学生の皆さんにご自分で介助者を確保していただくようお願いしております。

不安なこと、わからないことがありましたらお気軽にご質問いただき、ご理解いただいたうえで、出願いただくようお願いいたします。

障がいのある学生の在籍状況（2015年5月末日現在）

	視覚 障がい	聴覚 障がい	肢体 障がい	内部 疾患	重複 障害	その他	合計
通信課程	18	16	52	7	16	48	157
通学課程	13	30	36	14	7	26	126
大学院 (通学・通信含む)	0	0	2	0	0	0	2
合計	31	46	90	21	23	74	285

目次

- 1 入学までの手続きの流れ
- 2 通信教育課程の学習方法
- 3 学習にあたっての大学の支援
- 4 入学後の手続きの流れ
- 5 障がいのある学生の学習の実施例
- 6 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する方へ

1 入学までの手続きの流れ

身体等障がい状況票をご提出いただいた場合の学習開始までの流れは、以下のとおりです。入学後の詳細については、「4 入学後の手続きの流れ (P6)」をご参照ください。

① 「身体等障がい状況票」と「障がいの状況が確認できる資料」を提出

【提出期限】 あらかじめ支援の内容をご理解いただいたうえでご出願いただきますようお願いいたします。出願前に本学で提供できる支援の内容確認の連絡をさせていただくため、**出願日の2週間前までに**ご提出ください。

【提出方法】

メールまたは郵送でご提出ください。「障がいの状況が確認できる資料」をメールに添付することができない場合は、別途郵送またはFAXでお送りください。

※障がいの状況が確認できる資料

身体障害者手帳の写し
精神障害者手帳の写し
愛護手帳等の写し
医師の診断書等

【提出先】

メールの場合 Email:tsqa@ml.n-fukushi.ac.jp

郵送の場合 〒470-3295 愛知県知多郡美浜町奥田
日本福祉大学 通信教育部事務室 宛

FAXの場合 0569-87-2308

② 入学後の支援内容の確認連絡

通信教育部事務室からメールまたは郵送で、入学後の支援内容の確認と、ご質問いただいた事項に対する回答などをご連絡いたします。

内容をご確認いただいたうえで、出願するか否かをご判断いただきますようお願いいたします。さらに質問があれば、お気軽にご連絡ください。

③ 出願書類の作成・入学選考料の納入

④ 出願書類の提出

⑤ 「合否通知」「振込用紙(入学金等)」「ID・パスワード」「履修登録がト」等の受け取り

⑥ 入学金等の納入

⑦ 履修登録

⑧ 入学許可証、学生証、教材等の受け取り → ⑨ 学習開始

2 日本福祉大学通信教育課程の学習方法

本通信教育課程の学習方法は、以下のとおりとなっております。

テキスト科目	テキスト教材を使った在宅学習
テキスト・オンデマンド併修科目	テキスト教材とインターネット配信授業を併用した在宅学習
オンデマンド科目	インターネット配信授業を受講する在宅学習
スクーリング科目	各地会場へ出向いての対面式授業

★「テキスト科目」「テキスト・オンデマンド併修科目」について

テキスト科目、テキスト・オンデマンド科目の学習は、『テキスト学習＋インターネット上でのパソコン学習→添削課題→科目修了試験』の順に進めていきます。添削課題や科目修了試験は、インターネット上で行い、選択回答方式となっております。

インターネット上で実施する科目修了試験には、回答時間に制限があり（1科目 60分）、試験時間の延長はできません。入学後に個別にご相談ください。

★「オンデマンド科目」について

オンデマンド科目の学習は、『インターネット上でのパソコン学習→質疑応答・確認テスト→科目修了試験』の順に進めていきます。配信される映像のほとんどに字幕が出るようになっております。

ただし、一部のオンデマンド科目では、視覚障がい者向けのパソコン読み上げソフトに対応していない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

インターネット上で実施する科目修了試験には、回答時間に制限があり（1科目 60分）、試験時間の延長はできません。入学後に個別にご相談ください。

★スクーリング科目について（演習・実習科目の資格スクーリングを除く）

スクーリング科目の学習は、『各会場での対面式授業→科目修了試験（レポート形式）』の順に進めていきます。1科目（2単位）を土日の2日間で行います。科目修了試験はレポート形式で、スクーリングの最後の授業で行います。

【重要】

在宅学習でも「スクーリング単位」が修得可能

1年次入学の場合、卒業までに「スクーリング単位」を30単位修得しなければなりません。スクーリング科目の受講は、講義時間の長さ、会場までの移動等、在宅学習に比べ、心身への負担も少なくありません。しかし、オンデマンド科目、テキスト・オンデマンド併修科目は、下記のとおり「スクーリング単位」として認定されますので、履修登録を行う際にご検討ください。

オンデマンド科目 → 修得単位のすべてを「スクーリング単位」として認定

テキスト・オンデマンド併修科目 → 修得単位の一部を「スクーリング単位」として認定

3 学習にあたっての大学の支援

本通信教育課程では、障がいを持つ方の入学後の学習について、以下の支援を行っております。一部、みなさんに準備をお願いしている事項もございますので、あらかじめご確認いただいたうえで、ご入学を検討いただきますようお願いいたします。

★学習にあたっての大学の支援

①テキスト科目／テキスト・オンデマンド併修科目

項目	内容	対象となる障がい
テキスト教材の電子媒体での文字部分の提供	市販テキストを除くテキスト科目の教材について、テキストデータまたは Word のデータでお渡しすることが可能です。	視覚障がい 肢体障がい その他（注1）

（注1）対象は、視覚障がいや印刷物を読むことが困難な方、肢体障がいや印刷物を自分でめくることが困難な方に限ります。

（注2）インターネット上で実施する科目修了試験における時間延長はできません。

②スクーリング科目

項目	内容	対象となる障がい
優先席の確保	会場や障がいの状況に応じ、優先席を確保することが可能です。 （例）手話通訳者を配置するための専用席、パソコンを利用するための電源が届く席、車いすで座れる席、聴覚障がいがあり講師の読唇可能な席	視覚障がい 肢体障がい 内部障がい その他疾病 等
配付資料のデータの提供	パソコンによる読み上げなどのために、配付資料のデータが必要な場合は、可能な限り事前にデータ提供することが可能です。 データ形式は、PDF ファイルでお渡しします（メール送信）。ただし、教材によっては当日配付になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。	視覚障がい 肢体障がい その他（注3）
ルーペ等の拡大器の使用	通常の文字の大きさと読むことができない場合、ルーペ等の拡大器を利用することが可能です。 ただし、機器の貸出は行っておりません。各自ご用意ください。	視覚障がい
受講時および科目修了試験におけるパソコン使用	受講中のノート作成、レジユメの読み上げ、試験問題の読み上げ、解答作成などに、パソコンを使用することが可能です。ただし、機器の貸出は行っておりません。各自ご用意ください。	視覚障がい 肢体障がい 等

項目	内容	対象となる障がい
電源の確保	パソコン等を利用するために、電源を確保することが可能です。必要な場合は、優先席までの延長コードを設置します。電源の場所は、会場により異なりますので、そのつど確認をしています。	全般
科目修了試験における問題用紙の拡大	通常の文字の大きさでは読めない場合や、筆記に障がいがあり、小さい文字を書くことが困難な場合は、問題用紙を拡大し、お渡しが可能です。	視覚障がい 肢体障がい 等
科目修了試験における時間延長等の配慮 ※レポート試験	問題文の読み取りや解答作成に時間を要する場合、通常の時間の1.5倍(2時間)を目安に、試験時間を延長することが可能です。	視覚障がい 肢体障がい 発達障がい 学習障がい 等
自家用自動車による通学の許可	あらかじめご連絡いただければ、駐車場を確保することが可能です。ただし、駐車料金が必要な場合は、ご本人負担となります。また、スクーリングの会場によっては、対応できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。	全般 (自家用車による通学が必要な方)
学習支援者による学習支援の許可 ※あっせんは行っておりませんので、あらかじめご了承ください。	手話通訳、ノートテイク、パソコンテイク、板書読み上げ、筆記の補助などが必要な場合に、学習支援者(各自手配)の付き添いを許可し、席を確保することが可能です。学習支援者を配置する場合、必ず事前にご連絡ください。	全般
学習支援者への配付資料の提供	手話通訳者などの学習支援者からあらかじめ配付資料の提供希望があった場合は、事前を送付します。	聴覚障がい 等

(注3) 配付資料のデータ提供の対象は、視覚障がいや印刷物を読むことが困難な方、肢体障がいや印刷物を自分でめくることが困難な方、内容の理解に著しく時間がかかり講義当日の配付では学習が困難な方に限ります。

★学生のみなさんに準備をお願いしていること

- ・スクーリング受講時における手話通訳、ノートテイク等の学習支援者や生活介助のサポートのコーディネート
- ・テキスト教材、スクーリング配付資料、および学習ガイド等の点字化、文字拡大

【注意】

在宅におけるテキスト学習、添削課題、科目修了試験受験およびスクーリング受講時に介助者や学習支援者が必要な場合、本学では、介助者や学習支援者のあっせんを行っておりません。ご本人で介助者および学習支援者を確保できることが受講の条件となりますので、ご注意ください。

4 入学後の手続きの流れ

入学後の手続きの流れは、以下のとおりです。

★テキスト教材の電子媒体での文字部分の提供について

① 履修登録手続き

② テキストデータ希望について、事務室へ連絡

テキスト教材のデータ提供が必要な科目名について、事務室までメールにて、ご連絡ください。

連絡先 : tsable@ml.n-fukushi.ac.jp

③ 「テキストデータ使用申請書・誓約書」の受け取り・記入・提出

事務室から「オリジナル・学習指導書教材テキストデータ使用申請書・誓約書」を送付します。必要事項をご記入のうえ、提出ください。

④ データの受け取り

事務室から、データを送付します（メールまたはCD-ROMを郵送）。

提供したデータは、受講生本人が学習のために使用するものであり、それ以外の目的で使用することは禁止します。

★スクーリング科目の受講について

① 履修登録手続き

② 介助者・学習支援者の有無を確認

介助者・学習支援者が必要な場合は、各自で手配をお願いします。

③ 事務室から届いた重要事項等の確認

スクーリングの受講1カ月前に、事務室から当日のサポート内容の確認ならびにスクーリング会場の情報等を、【nfu.jp】-【個人通知】にてご連絡いたします。内容をご確認のうえ、申請・手続等が必要な場合は、通知内容の指示に従って手続きください。

④ 返信

- ・受講をキャンセルする場合は、【nfu.jp】上で、履修登録の取り消しを行ってください。
- ・介助者・学習支援者が同席される場合は、指定の様式にて申請手続きを行ってください。
- ・入学時に希望されていない支援内容を希望する場合や、不安な点等がございましたら、あわせてご連絡ください。
- ・確認のメールをご返信いただけなかった場合は、必要な支援を準備できない場合があります。必ず確認し、メールにて確認のご連絡をいただきますようお願いいたします。

⑤ スクーリング科目の受講

5 学習の実施例

以下のとおり、学習の実施例をご紹介します。障害の状況に応じ、工夫されている事項がございますので、ぜひご参考にしてください。

<重度肢体障がいの学生>

■障がいの状況

- ・実家の近くでひとり暮らし。午前中は実家の母、午後はヘルパーに来てもらい介護を受けている。
- ・ベッド上または車椅子で、パソコン操作をするが疲れてしまう。1日2時間程度が限界である。
- ・装具をつければ自筆できるが、長文やマークシートは困難。

■大学生活の工夫

履修登録

最初はたくさん登録したけれど、1年目は時間が足りなくて学習できませんでした。2年目からは、8年かけて卒業することを目標に、履修登録をする科目を減らし、無理のない学習計画に変更しました。

インターネットの科目修了試験

インターネットの科目修了試験は時間制限があり、はじめのうちは時間内に解答できないこともありましたが、2回まで試験を受けられるので、何とか解答できました。家族がいるときは、パソコン操作を手伝ってもらいました。

テキスト教材の電子媒体による文字部分の提供希望

教科書のページを自分でめくることができないので、教材をテキストデータで送ってもらい、パソコンで見えるようにしています。

スクーリング

体力的に不安があり、できるだけ家で学習したいと思っていたので、スクーリング単位はできるだけオンデマンドで修得しています。家から通える地域で行われるスクーリングで、家族の都合がつくことがあれば履修したいと思っています。

<視覚障がいの学生>

■障がいの状況

- ・文字は20ポイントぐらいまで拡大すれば、見ることが可能。パソコンは文字拡大をして見ている。
- ・自筆は可能だが、拡大鏡を使わないと細かい字は書けない。

■大学生活の工夫

オンデマンド科目

オンデマンド科目は、一通り講義を聞き、資料を別途ダウンロードして、別の時間で拡大して見るようにしています。グラフや図などで分かりにくいところは、家族や友人に聞いたりしています。

また、長文を読むのには時間がかかりますし、目も疲れるので、途中で音声読み上げソフトを購入し、資料をパソコンで読み上げて、音声で聞くようにしました。

スクーリング

配付資料をデータで事前にいただき、パソコン画面で拡大しながら受講しました。メモもパソコンでとりました。また、優先席（パソコンの電源が使える席）を用意してもらいました。科目修了試験もパソコンで受験しました。操作に時間がかかるので、試験時間の延長を依頼しました。

<聴覚障がいの学生>

■障がいの状況

- ・感音性難聴で、講師の声は、ほとんど聞こえない。
- ・日常生活は手話、読唇、筆談などでコミュニケーションをとっている。

■大学生活の工夫

オンデマンド科目

オンデマンド科目は字幕が付いているので、字幕を活用して、学習を進めることができました。

スクーリング

スクーリングは、地域の聴覚障がい者協会に、手話通訳者の派遣を依頼しました。スクーリングの時間が長かったので、複数の通訳者に交代でお願いしました。

6 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格の

取得を希望する方へ

社会福祉士および精神保健福祉士国家試験受験資格取得を希望する方は、出願前に以下の内容についてご確認いただき、必ず「身体等障がい状況票」をご提出いただきますようお願いいたします。

★指定科目の履修について【重要】

社会福祉士および精神保健福祉士の国家試験受験資格を取得するためには、資格指定科目を履修する必要があります（『出願要項（P41・73）』参照）。

資格指定科目は、オンデマンド科目だけでなく、「テキストによる学習」と「スクーリングでの学習」の2つの学習形態で開講する「演習・実習科目」もありますので、ご注意ください。

<2016年度以降入学生用>

資格名称	科目名	学習形態
社会福祉士 ※詳細は 『出願要項（P40）』参照	「相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」 「相談援助実習指導Ⅰ・Ⅱ」	テキスト・スクーリング併修科目
	「相談援助実習」	実習科目 4週間 1日概ね8時間（休憩・仮眠時間除く） →1ヶ所で24日間かつ180時間以上の実習を行う。
精神保健福祉士 ※詳細は 『出願要項（P72）』参照	「精神保健福祉援助演習Ⅰ・Ⅱ」 「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ・Ⅱ」	テキスト・スクーリング併修科目
	「精神保健福祉援助実習」	実習科目 5週間 1日概ね8時間（休憩・仮眠時間除く） →機能の異なる2ヶ所の実習施設において合計28日間以上（210時間以上）の実習を行う（注1）。

（注1）うち精神科病院等の医療機関での実習を12日間以上（90時間以上）、障害福祉サービス事業を行う施設等での実習を16日間以上（120時間以上）行います。

★実習の内容・実習先の選定について

社会福祉士および精神保健福祉士の国家試験受験資格を取得するためには、両資格とも、定められた指定施設・実習期間・実習時間数を満たす現場実習を行う必要があります。詳しくは、実習前に履修していただく「相談援助実習指導Ⅰ・Ⅱ」または、「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ」のスクーリング等にてご説明いたします。

実習は「相談援助」を中心としておりますが、実習中の業務内容やスケジュール等は実習先によって異なります。心身への負担も伴う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、受け入れ先の施設に対しては、ご自身で自分の障害の状況について説明していただくこととなります。

実習先の選定にあたって、実習可能な施設の選択や、事前のやり取り、身体状況に対応した実習時間や期間の調整等については、これまでの障害学生支援の経験を踏まえて、ご相談に応じます。

ただし、障害や疾病の程度、実習を希望する地域の状況によっては、希望する施設での実習を行えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

参考資料として、過去の障害学生の実習先（社会福祉士の場合）を以下にご紹介します。なお、障害の状況が同じ場合でも、施設によって受け入れられない場合もあります。あくまでも参考としてご覧ください。

参考資料：過去の障害学生の実習先（社会福祉士の場合）

障害の状況	実習施設
視覚障害	視覚障害者支援施設・社会福祉協議会
聴覚障害	社会福祉協議会
肢体障害	障害者支援施設・社会福祉協議会
内部障害	特別養護老人ホーム・社会福祉協議会

★主治医への相談について

実習を行うにあたり、大学では必ず主治医から了承を得ていることをお尋ねしています。上述でも記載いたしておりますが、実習（社会福祉士の場合「1日概ね8時間、24日間」、精神保健福祉士の場合「1日、概ね8時間28日間」）を行わなければならない、その準備も含めると、相当の体力・気力を要します。非常に負荷がかかり、場合によってはお身体の状態に変化をきたすものとなるかもしれません。よって、必ず主治医にご相談のうえで実習を行っていただいております。

また、診断書のご提出をお願いする場合や、大学側から直接、主治医にご相談する場合もございますので、あらかじめご了承ください。

★実習中に介助者を必要とする場合について

介助者が必要な場合は、実習中においても、ご自身で手配していただくこととなります。原則として、受け入れ先施設の職員等に介助を依頼することはできません。また、介助者が施設内に入ることにしても、あらかじめ施設側に了承をいただく必要がありますので、ご了承ください。

(参考) 入学後(実習前年度)に提出いただく「実習個別配慮願」について

出願前に「身体等障がい状況票」を提出いただきますが、実習において個別に配慮が必要な場合は、入学後(実習前年度)に、最新の状況を把握するため、改めて「実習個別配慮願」を提出いただきます。

実習前年度の最新の状況をお伝えいただいたうえで、ご相談しながら、実習施設と大学で調整を行います。「実習個別配慮願」を提出いただいた場合、個別面談を行い、実習にかかわる具体的な相談を進めていきます。

<対象となる方>

①「身体等障がい状況票」をご提出いただいている方(提出予定者も含む)

②実習にあたって一時的に配慮が必要な方(注1)

(注1)突発的な傷病や持病の悪化、妊娠等により、実習にあたって一時的に配慮が必要な方が対象です。

<実習個別配慮願に記載する内容の概要>

・障害・疾病の状況

・実習を行うにあたって希望する配慮

(主治医の許可の有無、実習先への情報伝達に関する事、実習期間や1日当たりの時間に関する事、実習記録の作成方法、介助者の要否、施設面での配慮等)

・希望する実習施設(交通手段、施設種別等)

★実習に関する相談窓口について

実習に関する問合せについては、「社会福祉実習教育研究センター」にて対応します。

実習に関して、『出願要項』の該当ページ(社会福祉士:P40~/精神保健福祉士:P72~)ならびに「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格Q&A(P92~)」をよくお読みいただいたうえで、ご不明な点等がありましたら、以下にお問い合わせください。

●社会福祉実習教育研究センター事務室

TEL:0569-87-2259(平日 10:00~17:00)

FAX:0569-87-2340

E-mail:jsjimu@ml.n-fukushi.ac.jp

本手引きをお読みいただいたうえで、不安・心配に思われる点について更に詳しく確認したいことがありましたら、出願手続き予定日の2週間前までに、「身体等障がい状況票」に記入しご提出ください(P2参照)。または、通信教育部事務室まで直接お問い合わせください。

●日本福祉大学 通信教育部事務室

TEL:0569-87-2932(平日 9:30~17:00)

FAX:0569-87-2308

E-mail:tsqa@ml.n-fukushi.ac.jp URL:<http://www.nfu.ne.jp/>